

平成30年度 第4回 高知支部評議会

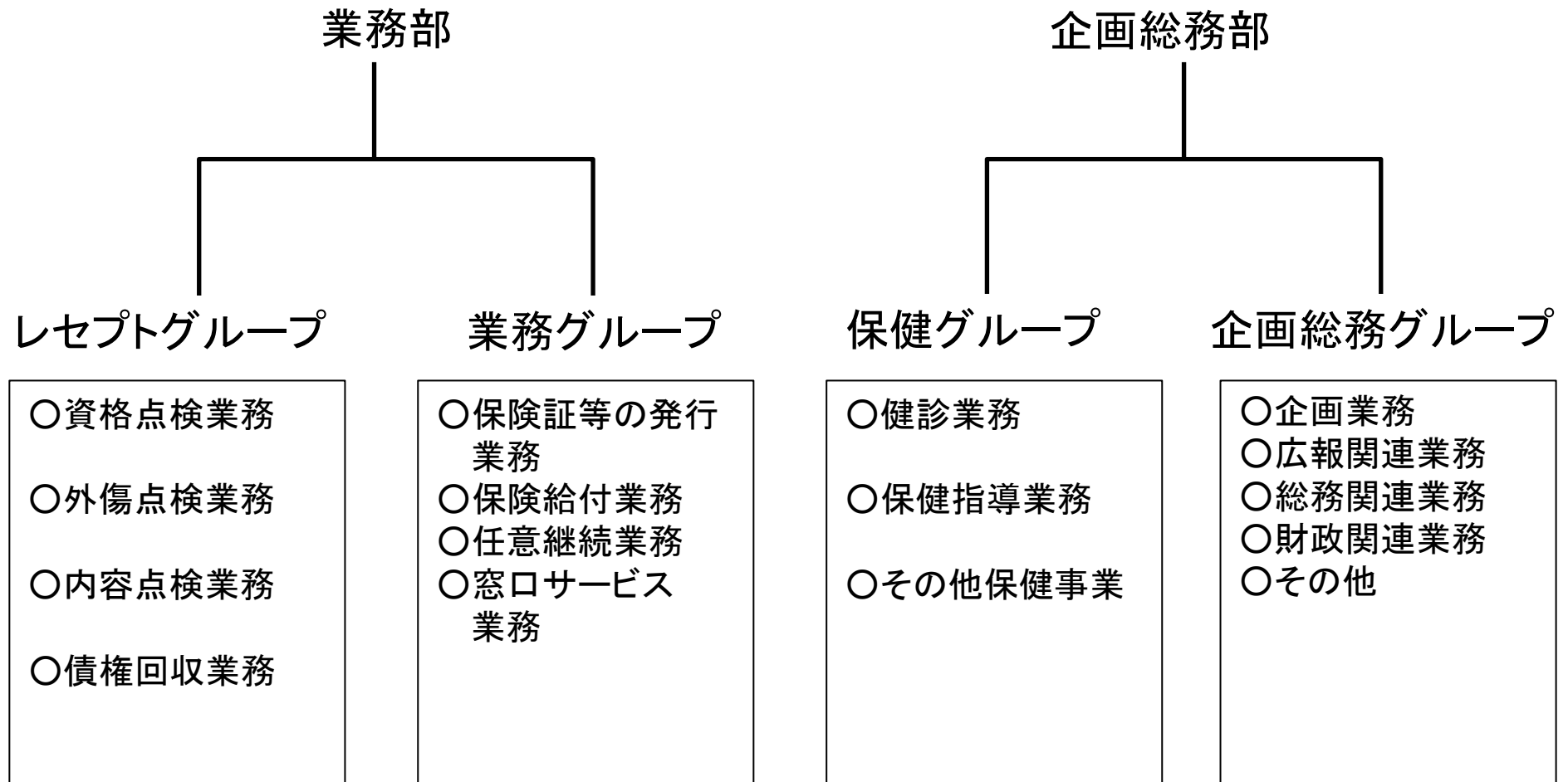
議題2 協会けんぽの概要について

平成30年12月17日

目次

1. 高知支部の概要	P. 1
2. 一人当たり医療費の推移	P. 3
3. 平成30年度都道府県単位保険料率	P. 4
4. 単年度収支差と準備金残高等の推移	P. 8
5. 医療保険制度を巡る動向	P. 9
6. インセンティブ制度	P. 13

高知支部組織図



高知支部の概況

●適用状況(平成30年7月時点)

- ・事業所数 12,478事業所 (平成24年度以降は増加傾向)
- ・被保険者数 156,153人 (平成24年度以降は増加傾向)
- ・被扶養者数 98,250人 (男性、女性ともに減少傾向)
- ・加入者数 254,403人 (平成24年度以降は増加傾向であったが、平成29年度頃からは横ばい)
- ・標準報酬月額 255,825円 (男性 288,893円、女性 214,340円)
- ・" 全国平均 285,732円 (男性 324,292円、女性 227,169円)

●健康保険料率(平成30年度)

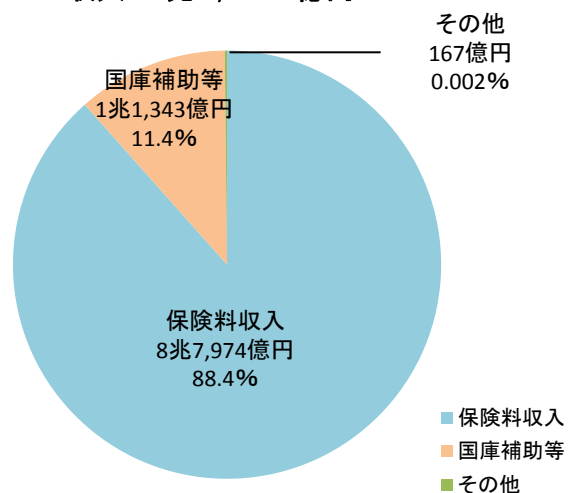
- ・高知支部健康保険料率 10.14% (29年度から0.04%の引き下げ、全国で11番目に高い保険料率)
- ・全国平均健康保険料率 10.00% (平成24年度以降据え置き)
- ・激変緩和率 10分の7.2(平成32年度までに激変緩和措置が解消される予定)→10分の10へ
- ・介護保険料率 1.57% (全国一律)

一か月の健康保険料の比較(標準報酬月額28万円の場合)

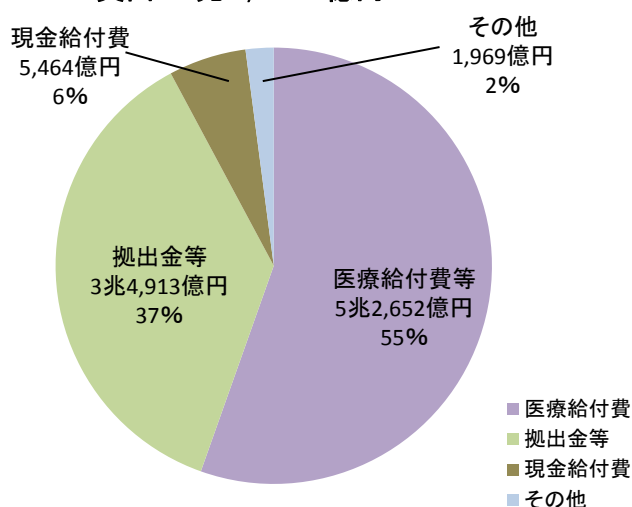
- ・高知支部 $280,000 \times 10.14\% = 28,392$ 円(労使折半14,196円)
- ・全国平均 $280,000 \times 10.00\% = 28,000$ 円(" 14,000円)
- ・佐賀支部(最も高い) $280,000 \times 10.61\% = 29,708$ 円(" 14,854円)
- ・新潟支部(最も低い) $280,000 \times 9.63\% = 26,964$ 円(" 13,482円)

●平成29年度の収支状況

収入 9兆9,485億円



支出 9兆4,998億円



皆さまの保険料1万円当たりの使い道

- 病院等を受診した際の医療費 約5,540円
- 高齢者の医療費への拠出金 約3,670円
- 現金給付 約580円
- 健診、保健指導経費等 約110円
- 協会けんぽの事務経費 約60円
- その他の支出 約40円

合計 10,000円

協会けんぽ加入者一人当たり医療費の推移

全国平均

(円)

(円)

	23年度	対前年	24年度	対前年	25年度	対前年	26年度	対前年	27年度	対前年	28年度	対前年
入院	43,873	-	45,204	1,331	45,716	512	46,379	663	47,539	1,160	47,979	440
入院外	93,249	-	93,702	453	95,704	2,002	97,528	1,824	103,018	5,490	102,332	-686
歯科	17,498	-	17,602	104	17,648	46	18,221	573	18,533	312	18,876	343
その他	4,845	-	4,798	-47	4,748	-50	4,816	68	4,877	61	4,860	-17
合計	159,465	-	161,306	1,841	163,817	2,511	166,944	3,127	173,966	7,022	174,047	81

23年度との差額	23年度からの伸び率
4,106	109.4%
9,083	109.7%
1,378	107.9%
15	100.3%
14,582	109.1%

高知支部

	23年度	全国平均との差	24年度	全国平均との差	25年度	全国平均との差	26年度	全国平均との差	27年度	全国平均との差	28年度	全国平均との差
入院	49,049	5,176	50,513	5,309	51,929	6,213	53,345	6,967	55,865	8,326	55,231	7,252
入院外	94,359	1,110	94,645	943	97,026	1,322	98,512	984	105,267	2,249	105,132	2,799
歯科	16,178	-1,320	16,296	-1,306	16,342	-1,306	16,942	-1,279	17,208	-1,325	17,480	-1,397
その他	4,346	-499	4,312	-485	4,354	-394	4,315	-501	4,467	-410	4,463	-397
合計	163,931	4,466	165,766	4,460	169,651	5,834	173,115	6,171	182,806	8,841	182,305	8,258

23年度との差額	23年度からの伸び率	23年度からの伸び額の全国平均との
6,182	112.6%	150.6%
10,773	111.4%	118.6%
1,302	108.0%	94.5%
117	102.7%	780.0%
18,374	111.2%	126.0%

病床数の推移(対人口10万人)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全国平均	1,239	1,238	1,236	1,234	1,232	1,230
高知	2,491	2,476	2,473	2,482	2,522	2,530

平均在院日数の推移

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全国平均	32.0日	31.2日	30.6日	29.9日	29.1日	28.5日
高知	52.2日	50.7日	49.7日	48.8日	47.3日	46.4日

平成30年度の都道府県単位保険料率

- 協会けんぽでは、年齢構成や所得の調整を行った後の「医療費の地域差」を反映した都道府県単位保険料率を設定。
- 全国平均は10.00%であり、最高は佐賀県の10.61%、最低は新潟県の9.63%である。

北海道	10.25%	石川県	10.04%	岡山県	10.15%
青森県	9.96%	福井県	9.98%	広島県	10.00%
岩手県	9.84%	山梨県	9.96%	山口県	10.18%
宮城県	10.05%	長野県	9.71%	徳島県	10.28%
秋田県	10.13%	岐阜県	9.91%	香川県	10.23%
山形県	10.04%	静岡県	9.77%	愛媛県	10.10%
福島県	9.79%	愛知県	9.90%	高知県	10.14%
茨城県	9.90%	三重県	9.90%	福岡県	10.23%
栃木県	9.92%	滋賀県	9.84%	佐賀県	10.61%
群馬県	9.91%	京都府	10.02%	長崎県	10.20%
埼玉県	9.85%	大阪府	10.17%	熊本県	10.13%
千葉県	9.89%	兵庫県	10.10%	大分県	10.26%
東京都	9.90%	奈良県	10.03%	宮崎県	9.97%
神奈川県	9.93%	和歌山県	10.08%	鹿児島県	10.11%
新潟県	9.63%	鳥取県	9.96%	沖縄県	9.93%
富山県	9.81%	島根県	10.13%	※ 全国平均では10.00%	

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

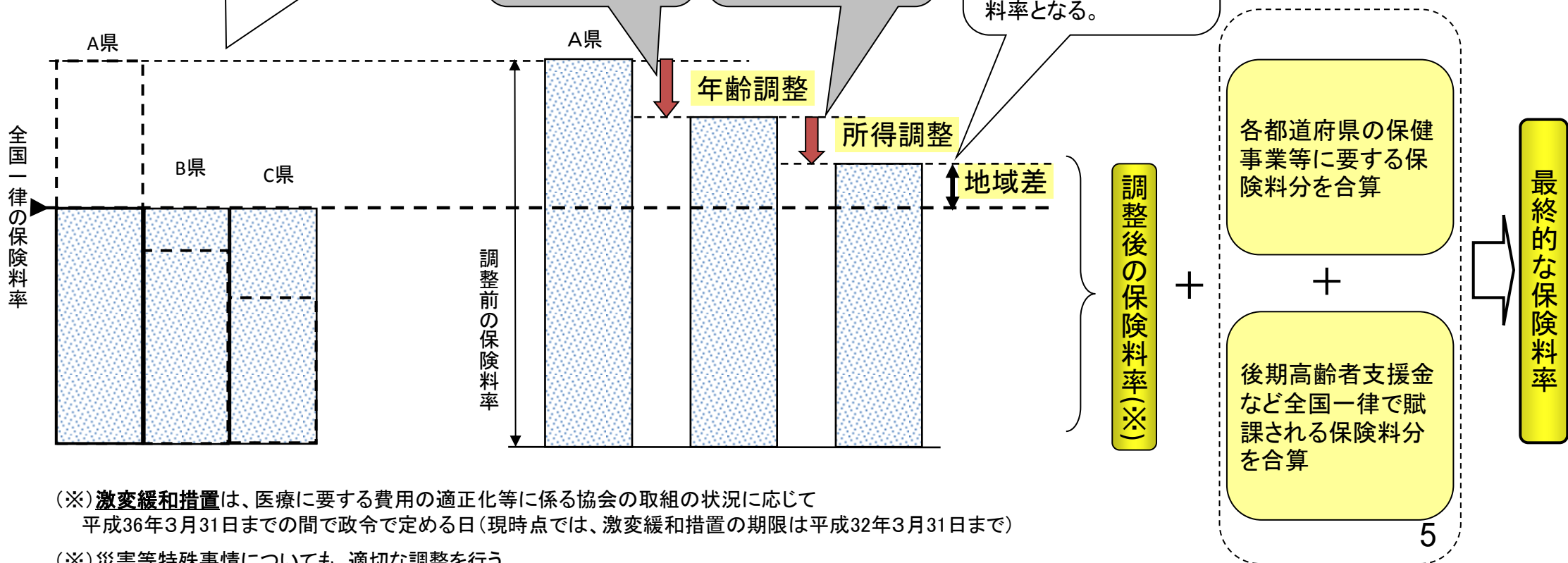
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

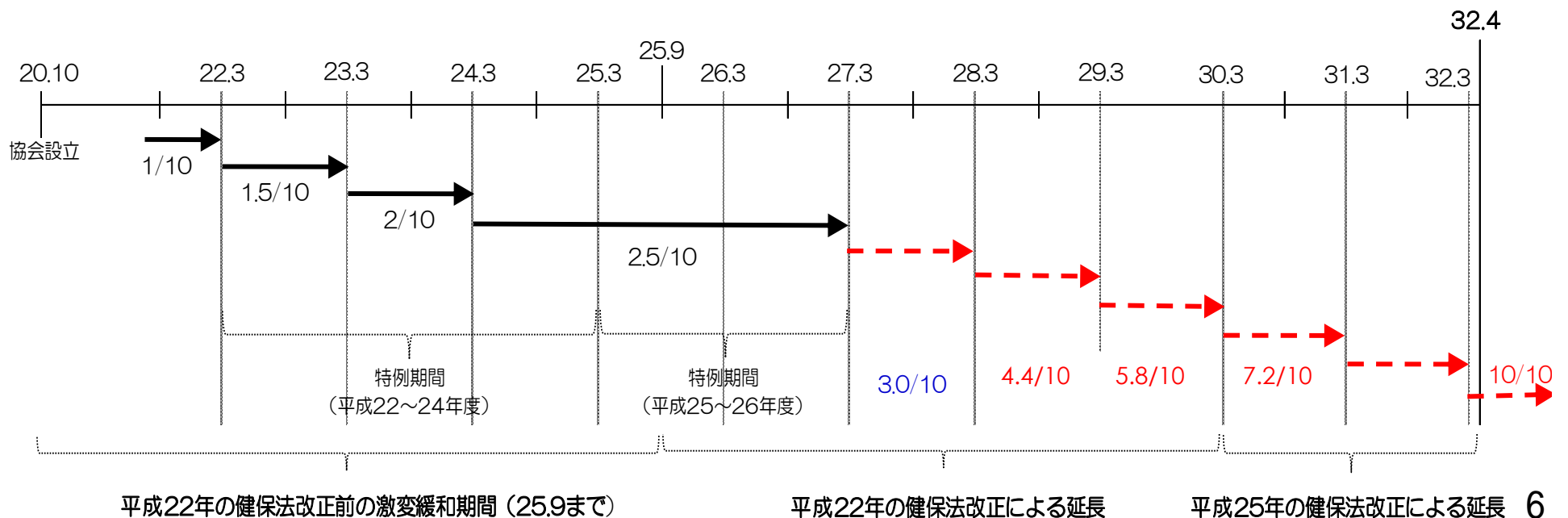


(※) **激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

これまでの激変緩和率の経緯

- 協会設立直後(平成21年度)の激変緩和率は、1/10。
- 平成22年度～24年度については、保険料率を引き上げるとともに、激変緩和率についても、支部間で変動幅が大きくなるように配慮し、0.5/10ずつ引き上げてきた。
- 一方で、平成25年度・26年度については、激変緩和期間を29年度から31年度まで2年延長したこともあり、保険料率を据え置くとともに、激変緩和率も据え置いた。
- 27年度の拡大幅は10分の0.5として、激変緩和率は10分の3.0で設定。
- 28年度の拡大幅は10分の1.4として、激変緩和率は10分の4.4で設定。
- 29年度の拡大幅は10分の1.4として、激変緩和率は10分の5.8で設定。
- 30年度の拡大幅は10分の1.4として、激変緩和率は10分の7.2で設定。
- 平成31年度末までに激変緩和措置を解消するためには、残り2年間で10分の2.8を解消する必要がある。



都道府県単位保険料率の推移

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	対前年
北海道 8.26	北海道 9.42	北海道 9.60	佐賀 10.16	佐賀 10.16	佐賀 10.16	佐賀 10.21	佐賀 10.33	佐賀 10.47	佐賀 10.61	0.14
佐賀 8.25	佐賀 9.41	佐賀 9.60	北海道 10.12	北海道 10.12	北海道 10.12	北海道 10.14	徳島 10.18	香川 10.24	徳島 10.28	0.10
徳島 8.24	福岡 9.40	福岡 9.58	福岡 10.12	福岡 10.12	福岡 10.12	香川 10.11	北海道 10.15	北海道 10.22	大分 10.26	0.09
福岡 8.24	香川 9.40	大分 9.57	香川 10.09	香川 10.09	香川 10.09	山口 10.10	香川 10.15	長崎 10.22	北海道 10.25	0.03
香川 8.23	徳島 9.39	香川 9.57	徳島 10.08	徳島 10.08	徳島 10.08	徳島 10.10	山口 10.13	福岡 10.19	香川 10.23	-0.01
大分 8.23	高知 9.38	徳島 9.56	大分 10.08	大分 10.08	大分 10.08	岡山 10.09	長崎 10.12	徳島 10.18	福岡 10.23	0.04
熊本 8.23	大阪 9.38	大阪 9.56	熊本 10.07	熊本 10.07	熊本 10.07	福岡 10.09	秋田 10.11	高知 10.18	長崎 10.20	-0.02
鹿児島 8.22	大分 9.38	高知 9.55	長崎 10.06	長崎 10.06	長崎 10.06	熊本 10.09	岡山 10.10	大分 10.17	山口 10.18	0.07
広島 8.22	岡山 9.38	岡山 9.55	岡山 10.06	岡山 10.06	岡山 10.06	長崎 10.07	高知 10.10	秋田 10.16	大阪 10.17	0.04
長崎 8.22	山口 9.37	熊本 9.55	大阪 10.06	大阪 10.06	大阪 10.06	秋田 10.06	福岡 10.10	岡山 10.15	岡山 10.15	0
山口 8.22	秋田 9.37	秋田 9.54	高知 10.04	高知 10.04	高知 10.04	鳥根 10.06	熊本 10.10	熊本 10.14	高知 10.14	-0.04
岡山 8.22	和歌山 9.37	山口 9.54	広島 10.03	広島 10.03	広島 10.03	高知 10.05	鳥根 10.09	大阪 10.13	秋田 10.13	-0.03
大阪 8.22	熊本 9.37	広島 9.53	石川 10.03	石川 10.03	石川 10.03	大阪 10.04	大阪 10.07	鹿児島 10.13	熊本 10.13	-0.01
高知 8.21	広島 9.37	長崎 9.53	石川 10.03	沖繩 10.03	沖繩 10.03	兵庫 10.04	兵庫 10.07	山口 10.11	鳥根 10.13	0.03
石川 8.21	長崎 9.37	石川 9.52	山口 10.03	山口 10.03	山口 10.03	広島 10.03	鹿児島 10.06	愛媛 10.11	鹿児島 10.11	-0.02
和歌山 8.21	石川 9.36	奈良 9.52	愛媛 10.03	愛媛 10.03	愛媛 10.03	愛媛 10.03	広島 10.04	鳥根 10.10	愛媛 10.10	-0.01
奈良 8.21	兵庫 9.36	兵庫 9.52	鹿児島 10.03	鹿児島 10.03	鹿児島 10.03	大分 10.03	大分 10.04	兵庫 10.06	兵庫 10.10	0.04
秋田 8.21	鹿児島 9.36	和歌山 9.51	秋田 10.02	秋田 10.02	秋田 10.02	京都 10.02	愛媛 10.03	和歌山 10.06	和歌山 10.08	0.02
鳥根 8.21	奈良 9.35	愛媛 9.51	奈良 10.02	奈良 10.02	奈良 10.02	鹿児島 10.02	鹿児島 10.02	山梨 10.04	宮城 10.05	0.08
青森 8.21	鳥根 9.35	青森 9.51	福井 10.02	福井 10.02	福井 10.02	福井 10.02	全国平均 10.00	山梨 10.00	山梨 10.04	0.05
全国平均 8.20	青森 9.35	鹿児島 9.51	和歌山 10.02	和歌山 10.02	和歌山 10.02	石川 9.99	山梨 10.00	石川 10.02	石川 10.04	0.02
宮崎 8.20	全国平均 9.34	鳥根 9.51	宮城 10.01	宮城 10.01	宮城 10.01	青森 9.98	京都 10.00	奈良 10.00	奈良 10.03	0.03
鳥取 8.20	愛媛 9.34	全国平均 9.50	宮崎 10.01	宮崎 10.01	宮崎 10.01	神奈川 9.98	和歌山 10.00	全国平均 10.00	京都 10.02	0.03
兵庫 8.20	福井 9.34	福井 9.50	全国平均 10.00	全国平均 10.00	全国平均 10.00	岐阜 9.98	石川 9.99	山形 9.99	広島 10.00	-0.04
沖繩 8.20	宮城 9.34	宮崎 9.50	青森 10.00	青森 10.00	青森 10.00	奈良 9.98	滋賀 9.99	福井 9.99	全国平均 10.00	0
福井 8.20	岐阜 9.34	宮城 9.50	鳥根 10.00	鳥根 10.00	鳥根 10.00	宮崎 9.98	青森 9.97	京都 9.99	福井 9.98	-0.01
福島 8.20	宮崎 9.34	京都 9.50	兵庫 10.00	兵庫 10.00	兵庫 10.00	岩手 9.97	神奈川 9.97	鳥取 9.97	宮崎 9.97	0
宮城 8.19	鳥取 9.34	岐阜 9.50	岐阜 9.99	岐阜 9.99	岐阜 9.99	山形 9.97	愛知 9.97	宮城 9.97	青森 9.96	0
富山 8.19	三重 9.34	沖繩 9.49	神奈川 9.98	神奈川 9.98	神奈川 9.98	千葉 9.97	奈良 9.97	宮崎 9.97	山梨 9.96	-0.08
愛媛 8.19	神奈川 9.33	神奈川 9.49	京都 9.98	京都 9.98	京都 9.98	東京 9.97	宮城 9.96	青森 9.96	鳥取 9.96	-0.03
神奈川 8.19	沖繩 9.33	愛知 9.48	鳥取 9.98	鳥取 9.98	鳥取 9.98	愛知 9.97	東京 9.96	岐阜 9.95	神奈川 9.93	0
岐阜 8.19	滋賀 9.33	三重 9.48	滋賀 9.97	滋賀 9.97	滋賀 9.97	和歌山 9.97	鳥取 9.96	沖繩 9.95	沖繩 9.93	-0.02
京都 8.19	京都 9.33	鳥取 9.48	愛知 9.97	愛知 9.97	愛知 9.97	宮城 9.96	宮崎 9.95	栃木 9.94	栃木 9.92	-0.02
愛知 8.19	福島 9.33	滋賀 9.48	東京 9.97	東京 9.97	東京 9.97	山梨 9.96	栃木 9.94	群馬 9.93	群馬 9.91	-0.02
三重 8.19	愛知 9.33	東京 9.48	山形 9.96	山形 9.96	山形 9.96	鳥取 9.96	群馬 9.94	神奈川 9.93	岐阜 9.91	-0.04
滋賀 8.18	東京 9.32	福島 9.47	福島 9.96	福島 9.96	福島 9.96	沖繩 9.96	岩手 9.93	愛知 9.92	茨城 9.90	0.01
東京 8.18	栃木 9.32	栃木 9.47	群馬 9.95	群馬 9.95	群馬 9.95	栃木 9.95	千葉 9.93	三重 9.92	東京 9.90	-0.01
栃木 8.18	岩手 9.32	群馬 9.47	栃木 9.95	栃木 9.95	栃木 9.95	三重 9.94	岐阜 9.93	滋賀 9.92	愛知 9.90	-0.02
岩手 8.18	富山 9.31	山梨 9.46	三重 9.94	三重 9.94	三重 9.94	滋賀 9.94	福井 9.93	東京 9.91	三重 9.90	-0.02
茨城 8.18	群馬 9.31	山形 9.45	山梨 9.94	山梨 9.94	山梨 9.94	埼玉 9.93	三重 9.93	茨城 9.89	千葉 9.89	0
山形 8.18	山梨 9.31	岩手 9.45	埼玉 9.94	埼玉 9.94	埼玉 9.94	福井 9.93	茨城 9.92	千葉 9.89	埼玉 9.85	-0.02
新潟 8.18	千葉 9.31	埼玉 9.45	茨城 9.93	茨城 9.93	茨城 9.93	福島 9.92	埼玉 9.91	埼玉 9.87	滋賀 9.84	-0.08
群馬 8.17	埼玉 9.30	富山 9.44	岩手 9.93	岩手 9.93	岩手 9.93	茨城 9.92	福島 9.90	福島 9.85	岩手 9.84	0.02
山梨 8.17	山形 9.30	千葉 9.44	千葉 9.93	千葉 9.93	千葉 9.93	群馬 9.92	静岡 9.89	岩手 9.82	富山 9.81	0.01
千葉 8.17	茨城 9.30	茨城 9.44	富山 9.93	富山 9.93	富山 9.93	静岡 9.92	長野 9.88	静岡 9.81	福島 9.79	-0.06
埼玉 8.17	静岡 9.30	静岡 9.43	静岡 9.92	静岡 9.92	静岡 9.92	富山 9.91	沖繩 9.87	富山 9.80	静岡 9.77	-0.04
静岡 8.17	新潟 9.29	新潟 9.43	新潟 9.90	新潟 9.90	新潟 9.90	長野 9.91	富山 9.83	長野 9.76	長野 9.71	-0.05
長野 8.15	長野 9.26	長野 9.39	長野 9.85	長野 9.85	長野 9.85	新潟 9.86	新潟 9.79	新潟 9.69	新潟 9.63	-0.06
激変緩和率 1.0/10	激変緩和率 1.5/10	激変緩和率 2.0/10	激変緩和率 2.5/10	激変緩和率 2.5/10	激変緩和率 2.5/10	激変緩和率 3.0/10	激変緩和率 4.4/10	激変緩和率 5.8/10		

24年度の料率・激変緩和率を維持

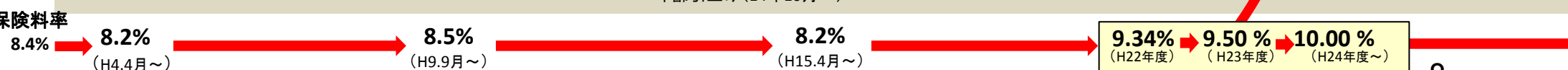
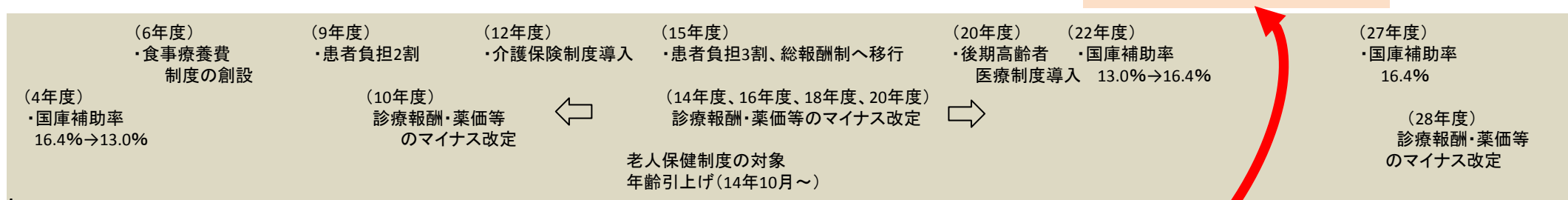
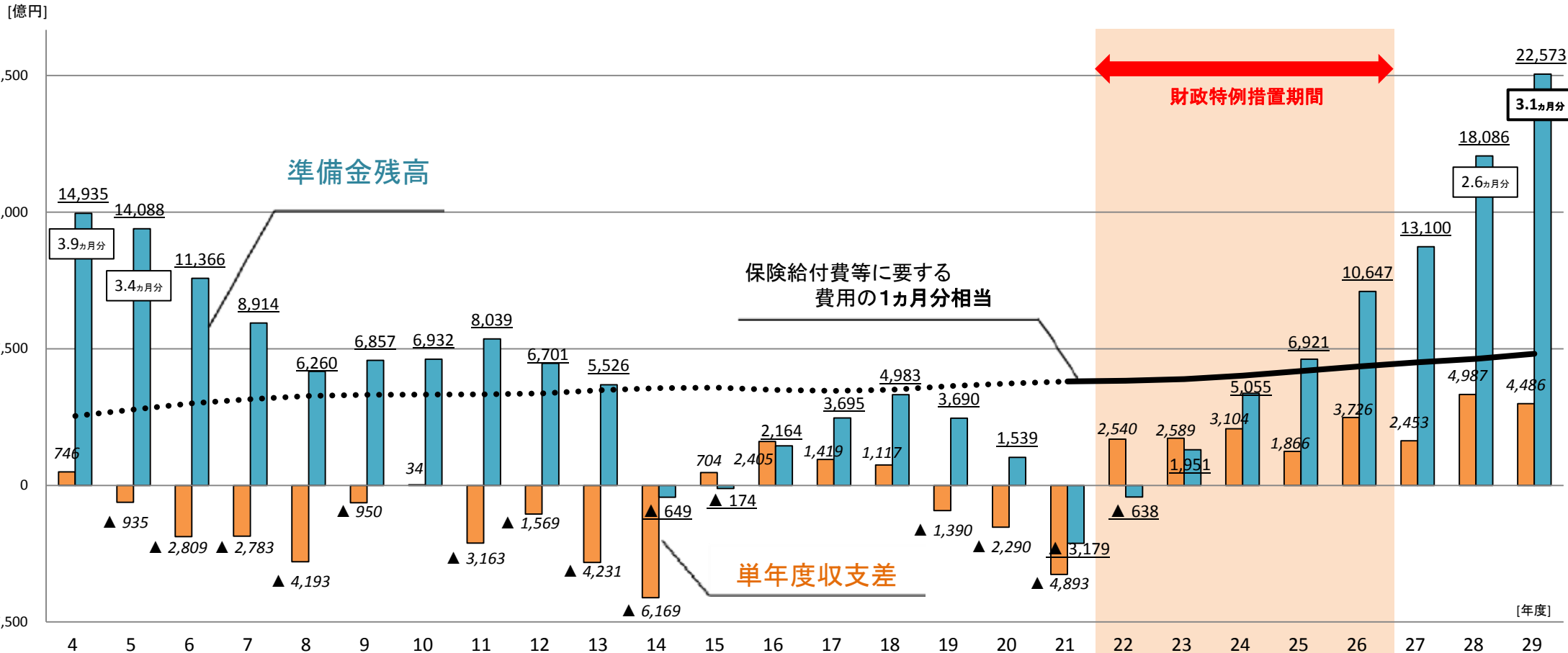
毎月の保険料は、被保険者の標準報酬月額に都道府県別の保険料率を乗じた額を、労使の折半でご負担いただいております。(40歳から64歳までの被保険者には、全国一律の介護保険料率が加わります)

(例)標準報酬月額28万円の被保険者の場合

- ・高知県 $280,000 \times 10.18\% = 28,504$ 円 (労使で14,252 円)
- ・全国平均 $280,000 \times 10.00\% = 28,000$ 円 (" 14,000 円)
- ・佐賀県(最も高い県) $280,000 \times 10.47\% = 29,316$ 円 (" 14,658 円)
- ・新潟県(最も低い県) $280,000 \times 9.69\% = 27,132$ 円 (" 13,566 円)

単年度収支差と準備金残高等の推移 (協会会計と国の特別会計との合算ベース)

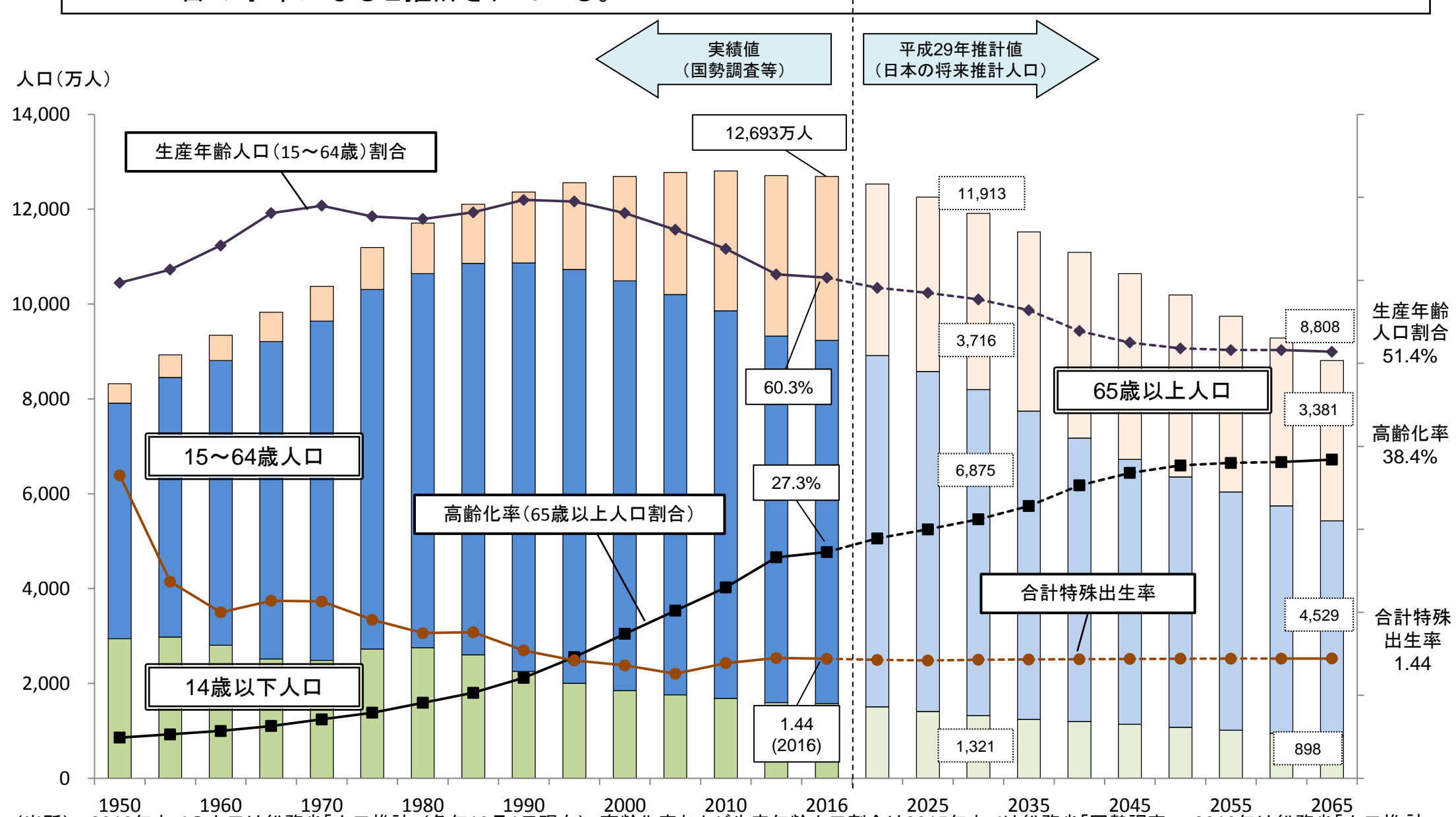
○ 協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。



(注) 1.平成8年度、9年度、11年度、13年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
 2.平成21年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。

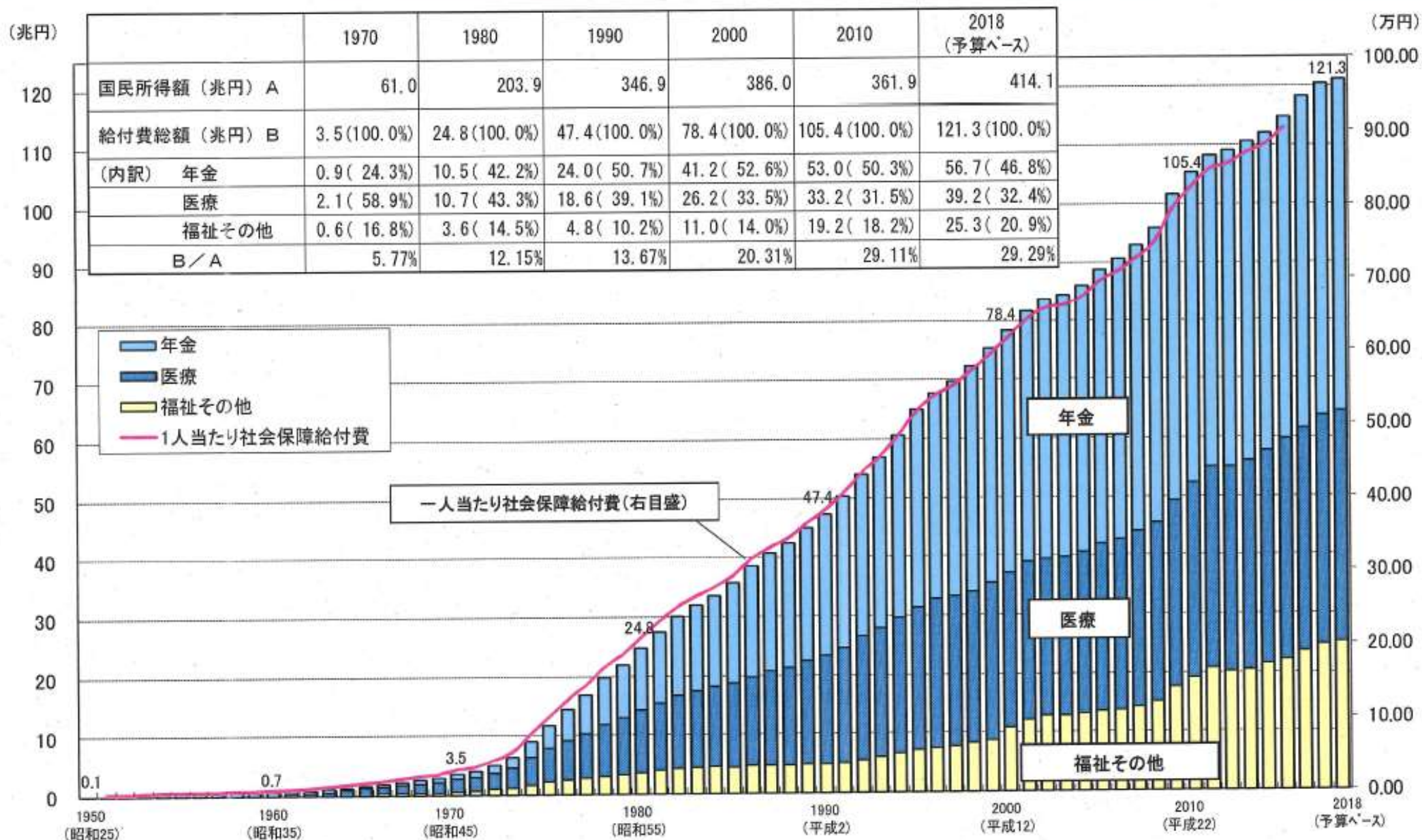
日本の人口の推移

○ 日本の人口は近年減少局面を迎えている。2065年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は38%台の水準になると推計されている。



(出所) 2016年までの人口は総務省「人口推計」(各年10月1日現在)、高齢化率および生産年齢人口割合は2015年までは総務省「国勢調査」、2016年は総務省「人口推計」、2016年までの合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」(※2015年までは確定値、2016年は概数)、2017年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)・出生中位・死亡中位推計」

社会保障給付費の推移



資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成27年度社会保障費用統計」、2016年度、2017年度、2018年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2018年度の国民所得額は「平成30年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成30年1月22日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2018年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

後期高齢者支援金の推移

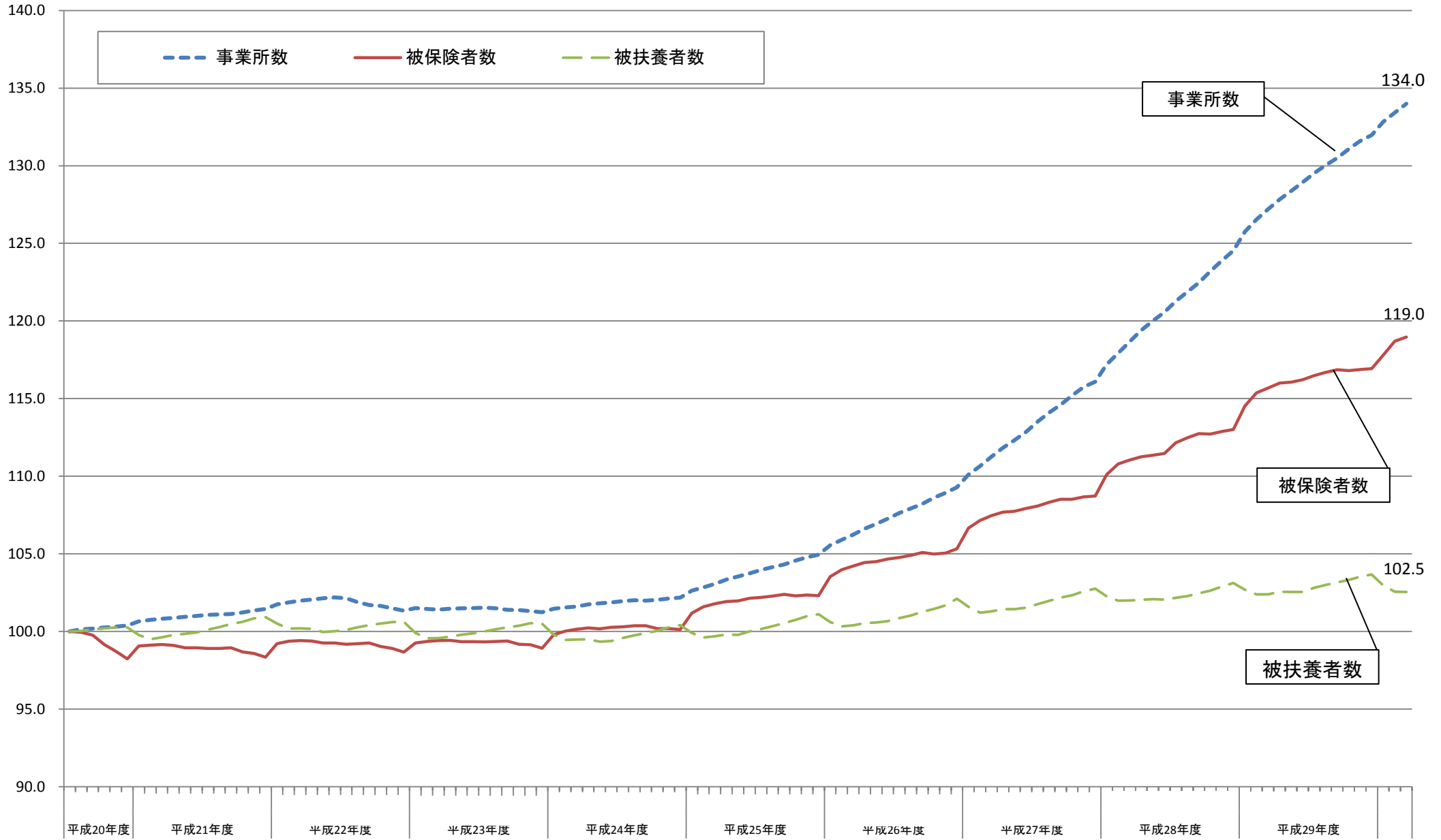
○ 後期高齢者支援金の額は全体として増加傾向にあり、制度創設時(平成20年度)と比べ、平成30年度には約1.61倍に増加している。



※ 平成27年度以前は確定賦課ベース(出典:医療保険に関する基礎資料～平成27年度の医療費等の状況～(平成29年12月))。平成28、29年度は概算賦課ベース、平成30年度は予算ベースである。

協会けんぽの事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移(指数)

H30年6月末



※ 平成20年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100.0とし、その後の数値を指数で示している。

制度趣旨

医療保険制度改革骨子や日本再興戦略改定2015等を踏まえ、新たに協会けんぽ全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率の中に、インセンティブ制度の財源となる保険料率（0.01%）を設定するとともに、支部ごとの加入者及び事業主の行動等を評価し、その結果、上位23支部については、報奨金によるインセンティブを付与。

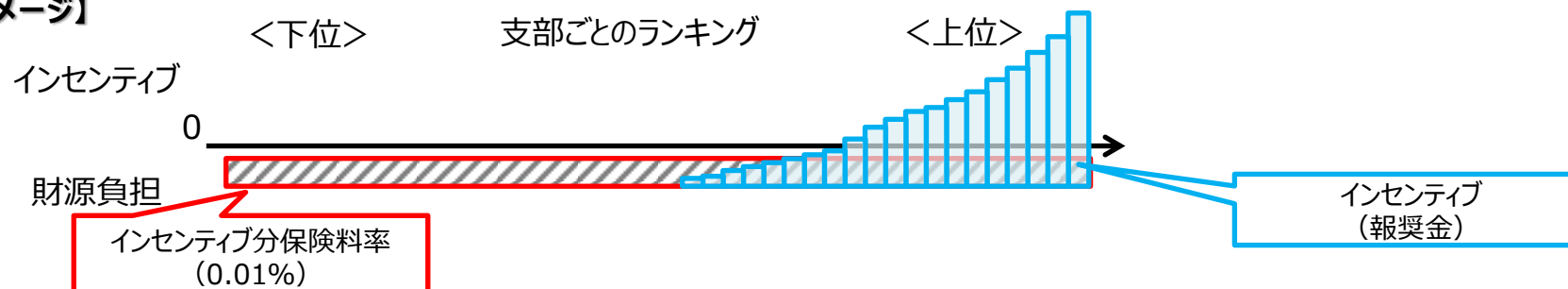
① 評価指標・② 評価指標ごとの重み付け

- 特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、後発医薬品の使用割合などの評価指標に基づき、支部ごとの実績を評価する。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点とし全支部をランキング付けする。

③ 支部ごとのインセンティブの効かせ方について

- 保険料率の算定方法を見直し、インセンティブ分保険料率として、新たに全支部の後期高齢者支援金に係る保険料率（平成29年度は全支部一律で2.10%）の中に、0.01%（※）を盛り込む。
 （※）協会けんぽ各支部の実績は一定の範囲内に収まっている中で、新たな財源捻出の必要性から負担を求めるものであるため、保険料率への影響を生じさせる範囲内で、加入者・事業主への納得感に十分配慮する観点から設定。
- 制度導入に伴う激変緩和措置として、この新たな負担分については、3年間で段階的に導入する。
 平成30年度（平成32年度保険料率）：0.004% ⇒ 平成31年度（平成33年度保険料率）：0.007% ⇒ 平成32年度（平成34年度保険料率）：0.01%
- その上で、評価指標に基づき全支部をランキング付けし上位23支部については、支部ごとの得点数に応じた報奨金によって段階的な保険料率の引下げを行う。

【制度のイメージ】



インセンティブ制度に係る本格実施等の実績及び広報の実施状況について

<本格実施（平成30年4月～8月分）について>

- 平成30年4月～8月分の実績については、平成30年10月時点で集計できるデータを活用をしていることから、各指標の対象月が異なる。詳細は以下のとおりである。

【指標1】特定健診等の受診率	平成30年4月～8月
【指標2】特定保健指導の実施率	同上
【指標3】特定保健指導対象者の減少率	同上
【指標4】医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率	...	平成30年4月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者
【指標5】後発医薬品の使用割合	平成30年4月～7月

【具体的な評価方法】

- 下表のとおり、評価指標及び実績の算出方法を定め、評価指標内では【】で記載した評価割合を用いて評価する（この際、使用するデータは毎年度4月～3月までの分の実績値を用いることとする）。
- 評価方法は偏差値方式とし、平均偏差値である50を素点50とした上で、指標ごとの素点を合計したものを支部の総得点としランキング付けを行う。
- 前年度からの実績値の伸びを評価する際には、以下のとおり支部ごとの伸びしろ（100%－当該支部の実績値）に占める割合を評価する。

$$\frac{\text{対前年度伸び幅（率）}}{100\% - \text{当該支部の実績}}$$

※【】は評価指標内での評価割合

1 特定健診等の受診率（使用データ：4月～3月の受診者数（事業者健診については、同期間のデータ取り込み者数））

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部被保険者のうち生活習慣病予防健診を受診した者の数} + \text{自支部被保険者のうち事業者健診データを取得した者の数} + \text{自支部被扶養者のうち特定健診を受診した者の数}}{\text{自支部被保険者数} + \text{自支部被扶養者数}} \quad (\%)$$

① 特定健診等の受診率【60%】

② 特定健診等の受診率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定健診等の受診件数の対前年度上昇率【20%】

2 特定保健指導の実施率（使用データ：4月～3月の特定保健指導最終評価終了者数）

<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者のうち特定保健指導実施者数（外部委託分を含む。）}}{\text{自支部加入者のうち特定保健指導対象者数}} \quad (\%)$$

① 特定保健指導の実施率【60%】

② 特定保健指導の実施率の対前年度上昇幅【20%】

③ 特定保健指導の実施件数の対前年度上昇率【20%】

※【】は評価指標内での評価割合

3 特定保健指導対象者の減少率（使用データ：前年度特定保健指導該当者であって4月～3月に健診を受けた者のうち、その結果が特定保健指導非該当となった者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち、(前年度積極的支援→動機付け支援又は特保非該当者となった者の数) + (前年度動機付け支援→特保非該当者となった者の数)}{\text{自支部加入者のうち、前年度特定保健指導該当者であって今年度健診を受けた者の数 (A)}} \quad (\%)$$

4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率（使用データ：4月～3月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者の数）

<実績算出方法>

$$\frac{(A)のうち医療機関受診者数}{\text{自支部加入者のうち、本部からの受診勧奨送付者数 (A)}} \quad (\%)$$

- ① 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率【50%】
- ② 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の対前年度上昇幅【50%】

5 後発医薬品の使用割合（使用データ：4月～3月の年度平均値）

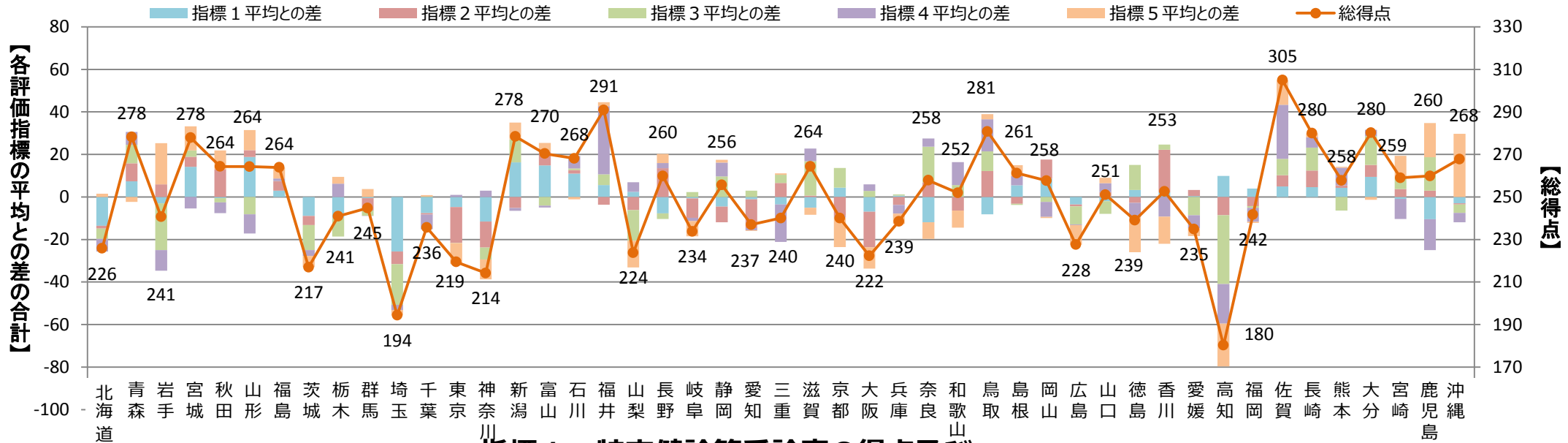
<実績算出方法>

$$\frac{\text{自支部加入者に対する後発医薬品の処方数量}}{\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量 + 後発医薬品の数量}} \quad (\%)$$

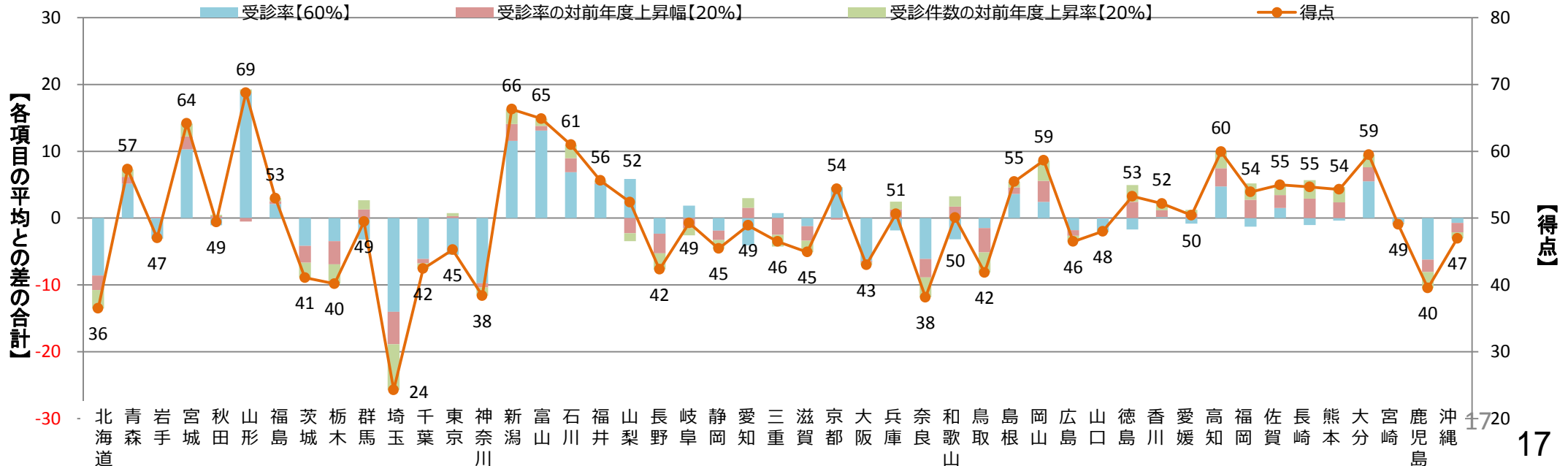
- ① 後発医薬品の使用割合【50%】
- ② 後発医薬品の使用割合の対前年度上昇幅【50%】

平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

5つの評価指標の総得点及び 各評価指標の全国平均との差

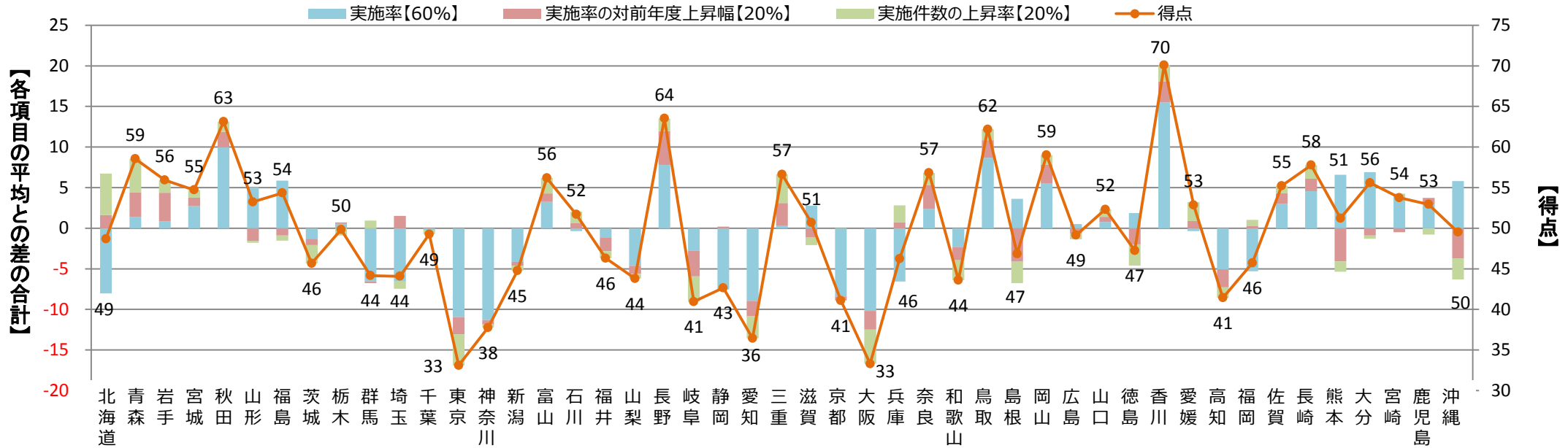


指標1. 特定健診等受診率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

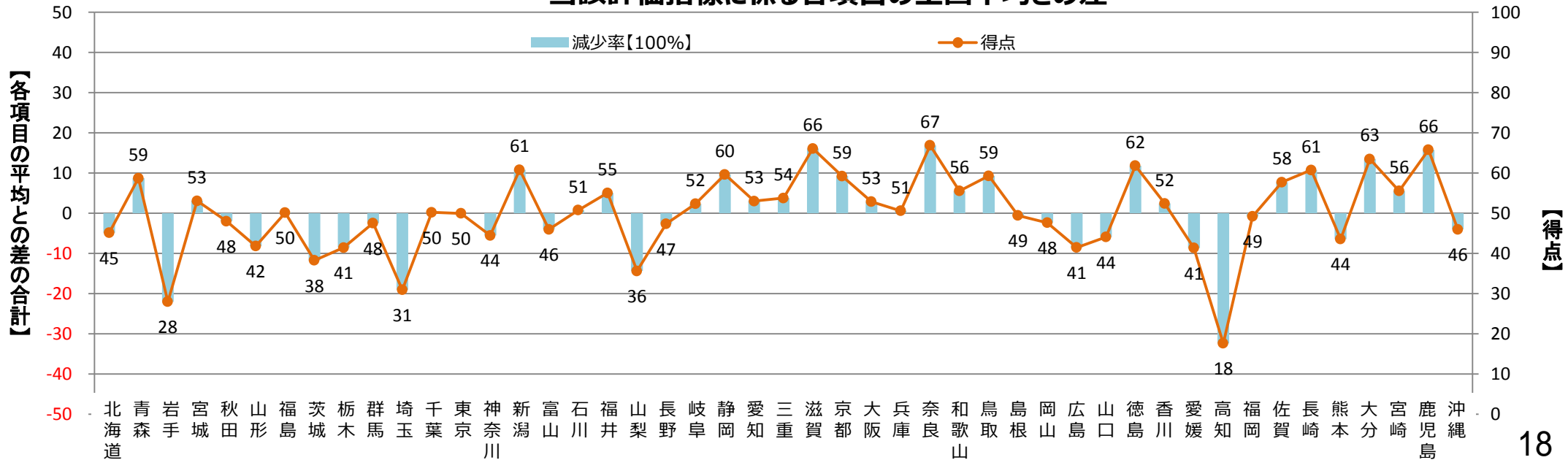


平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

指標2. 特定保健指導実施率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



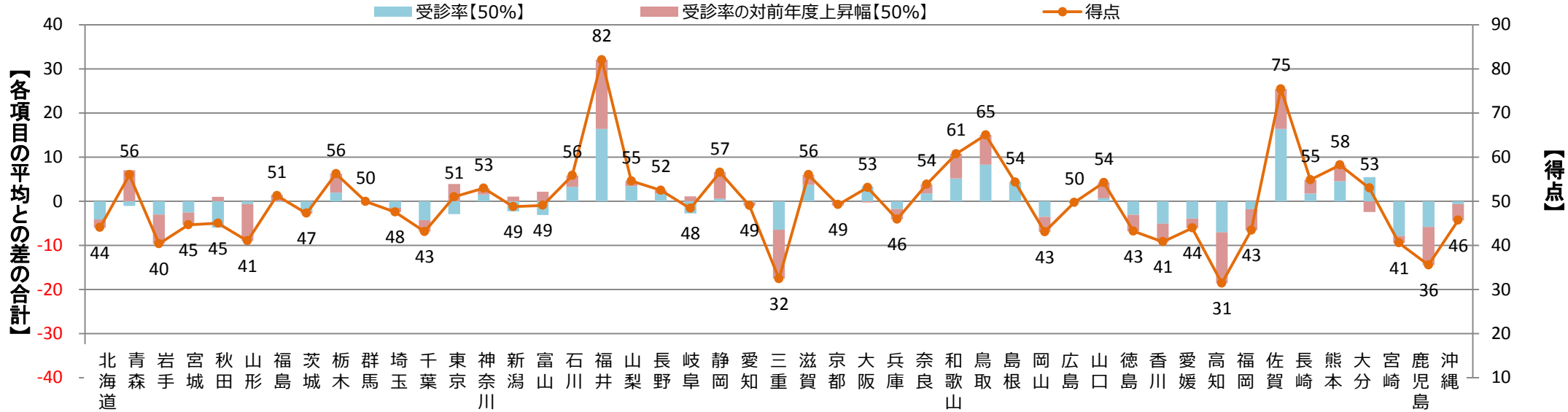
指標3. 特定保健指導対象者の減少率の得点及び 当該評価指標に係る各項目の全国平均との差



平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

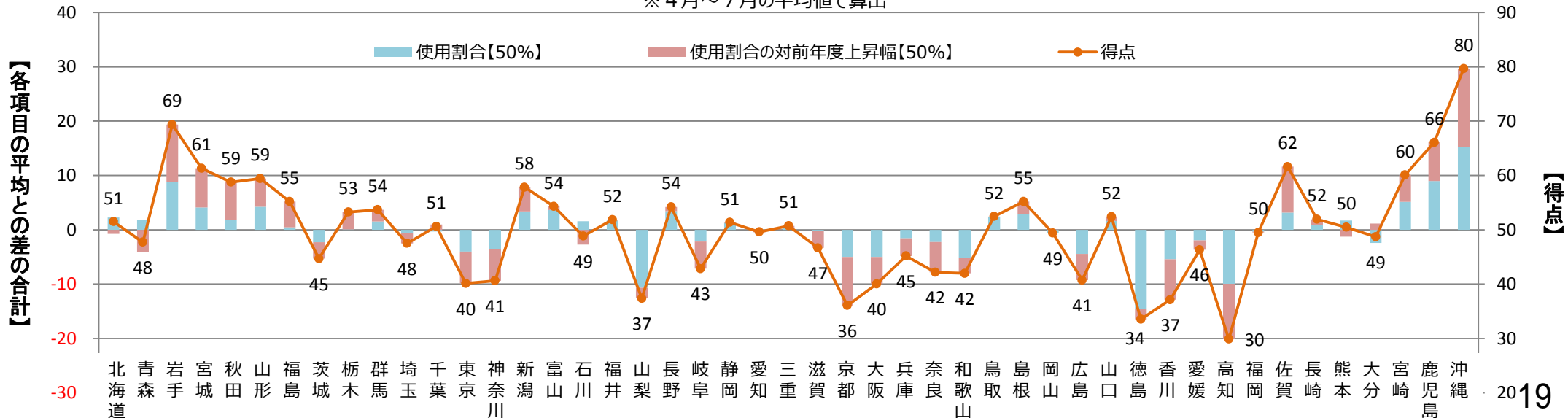
指標4. 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

※ 4月に受診勧奨を行った者のうち、受診勧奨から3か月後までに医療機関を受診した者



指標5. 後発医薬品の使用割合の得点及び当該評価指標に係る各項目の全国平均との差

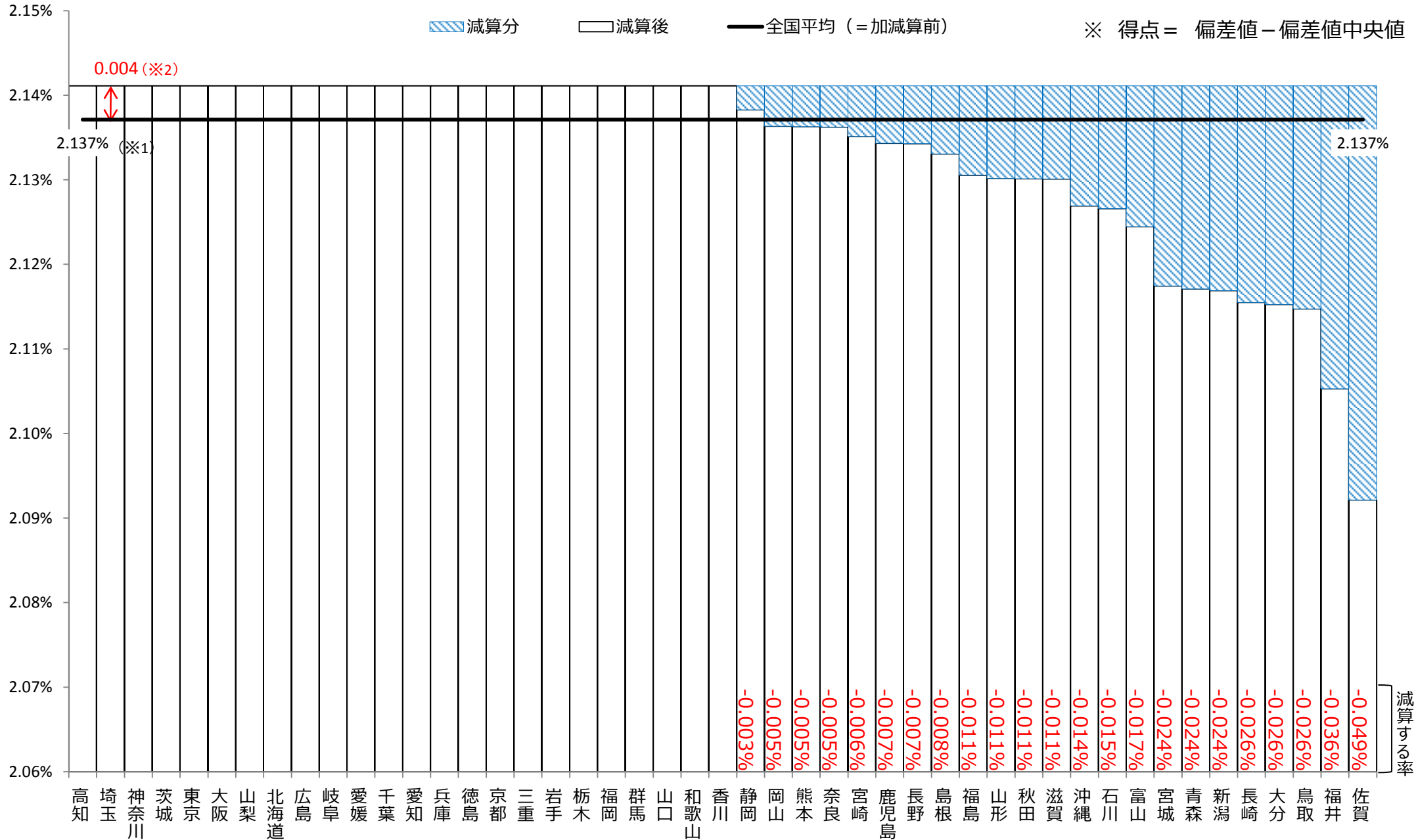
※ 4月～7月の平均値で算出



平成30年4月～8月分のデータを用いた実績

【平成30年度実績評価⇒32年度保険料率へ反映した場合の試算】

加算率0.004



※1 2.137%とは、平成30年度の後期高齢者支援金に係る料率であり、本集計においては当該料率を使用している。

※2 平成32年度保険料率に係るインセンティブの保険料率は、平成30年度総報酬額の実績に0.004%を乗じて平成32年度総報酬額の見込み額を除いて計算する。本集計においては、計算のためのデータがないため、0.004%としている。（詳細は、「平成30年3月20日開催 第91回運営委員会資料 資料3」に掲載。）